

2012年10月1日施行の改正労働者派遣法施行によるマージン率を公開いたします。

一般労働者派遣事業におけるマージン率【2020年度の実績】

派遣労働者の数	5人
派遣先の数	2社
労働者派遣料金（1日8時間あたりの平均）	30,590円
派遣労働者賃金（1日8時間あたりの平均）	20,703円
マージン率	32.3%
教育訓練の内容	個人情報保護教育 情報セキュリティ教育 人材育成プロジェクト 動画学習サービス
労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の対象となる派遣労働者の 範囲	全ての派遣労働者
上記労使協定の有効期間	2021年04月01日～ 2022年03月31日

■ マージン率の計算式

$(\text{労働者派遣料金} - \text{派遣労働者賃金}) \div \text{労働者派遣料金}$

■ マージンには、営業利益のほか、以下のものが含まれます。

- ・法定福利費（事業主として負担すべき社会保険料および労働保険料）
- ・派遣労働者の年次有給休暇および慶弔等の特別休暇取得時にかかる賃金
- ・派遣労働者の健康診断費用
- ・派遣労働者の教育研修費用
- ・派遣労働者の労務管理費用
- ・事務所賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用 他